

第5次久留米市男女共同参画行動計画策定について
答 申

令和7（2025）年3月19日

第19期久留米市男女平等政策審議会

令和7年3月19日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市男女平等政策審議会
会長 堀田 富子

令和6年7月24日付で、久留米市男女平等政策審議会（以下「本審議会」という。）は、久留米市長から「次期久留米市男女共同参画行動計画について」の諮問を受けました。

諮問を受け、本審議会では教育・社会参画部会、労働部会、生活・福祉部会及び全体会議を開催し、今後、久留米市が取り組むべき施策等に関する考え方について検討を重ね、第5次久留米市男女共同参画行動計画策定にあたっての意見を取りまとめましたので、ここに答申します。

目 次

1. 総括	4
2. 基本的提言	6
3. 各部会の提言	
教育・社会参画部会	8
労働部会	14
生活・福祉部会	19
計画推進体制	28
4. 資料	31
(1) 令和6年度久留米市男女平等政策審議会等開催実績	
(2) 諮問書(写)	
(3) 第19期久留米市男女平等政策審議会委員名簿	
(4) 久留米市男女平等を進める条例	

1. 総括

地球と人間社会を共に持続可能にするため、貧困や格差、気候変動など、地球規模の課題を解決するために国連でSDGsが採択され、その目標の一つにジェンダー平等があげられている。今やジェンダー平等はすべての社会課題に直結するものとして考えられ、あらゆる人々の希望や夢、権利、期待を担っていると言っても過言ではない。本市も男女平等な社会づくりを進めるために、1988年に「第1次久留米市行動計画(女性問題解決のための久留米市行動計画)」を策定して、市行政全ての分野で男女平等を推進してきた。

しかし、2020年1月の新型コロナ感染が日本で確認されて以来、女性に偏っているパート・アルバイトなど非正規不安定雇用者の解雇、学校休校による子どもたちの自宅時間の増大、保育所や介護施設などの休業や時間短縮による家事、育児、介護などの女性の負担増などが顕在化した。日本のジェンダー・ギャップ指数が146か国中118位(2024年)と常に世界の最下位部に位置付けられる原因は、経済と政治の両分野で、特に男女格差の解消が進んでいないことと言われている。諸外国の男女平等への取組が進む中で、日本の取組が不十分であることの表れである。コロナ禍が日本社会の現状、女性の現状を明らかにしたとも言える。そして同様の状況が本市でも見られた。このようにコロナ禍は、性別役割分担意識が社会の隅々までしっかり根付いており、この意識の解消が進んでいないことを示した。学校教育のみならず地域、職場、家庭における性別役割分担意識の解消をどう図るか、意識変革が男女平等問題の根幹であることを認識し、行政担当部課毎に市の実情に基づいて施策を推進するべきである。

日本においては、男性の長時間労働への偏り、女性は家事・育児・介護を担いながら家計補助的に働く就労形態が定着しており、そのことが雇用における性別格差の主要因となっている。特に女性の貧困の鍵を握るのは就労であることから、非正規の7割を占める女性労働の現状を改善することなしには、将来にわたっての地域の活力を維持することはできない。現状把握には労働分野のみでなくジェンダー統計はデータとして欠かせない。若い世代は真のワーク・ライフ・バランスを求める人が増加していることから、これまでの労働慣行を見直すことは不可欠である。人々が健康で幸福な生活を送る条件として、社会格差を地道に一步ずつでも解消していく政策の推進が求められる。

先の第4次行動計画に第3次DV対策基本計画が組み込まれたことで担当課が不明確になり、職員の問題意識の低下が見られ、施策の形骸化を招いた。DV対策は生命の危険性に直結するという背景を持つ問題であることから、行動計画と合冊すべき性格のものではない。

同時に 2022 年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という。）が成立し、市に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が求められた。市として基本計画を策定されるよう強く要請する。

今、超少子・高齢社会を迎え、気候変動による災害の重篤化などと相まって、格差は拡大するばかりである。久留米市男女平等に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）等のデータに示されているものとは異なる現実の生活実態は、「市民の意見を聴く会」でも伺われた。市行政全体でジェンダーの視点が求められる。ジェンダー平等政策は市民の実生活に変化をもたらすものでなければならず、意識の変革とともに生活実感をもたらす事業として実施しなければ、ジェンダー政策とは言えないのではなかろうか。少しでも前進を実感できる行動計画の策定を望む。

2. 基本的提言

提言1 「ジェンダー平等」という用語の使用を検討すること

男女共同参画社会基本法の前文に、人権課題としての「男女平等」と社会経済情勢の変化に対応する用語として「男女共同参画」の2つの用語が使われているが、「共同参画」という言葉は一般的に分かりにくく、平等という理念は伝わりにくい。加えて最近「ジェンダー平等」という用語が国をはじめ多方面で使われるようになってきた。

行動計画策定にあたっては、法律等に基づく場合をのぞき「ジェンダー平等」の用語を使用することを検討していただきたい。

(注) ジェンダーとは性別による生き方、役割、特性、性別役割分担などに関して「こうあるべき」「こうあるのが自然」というように社会で共有されている考え方や価値観、社会規範や意識などで作られ、生まれながらの性とは別の社会的・文化的性別を指す用語(ヒューライツ大阪を参照)

提言2 ジェンダー統計を実施すること

ジェンダー格差の解消をめざす上で欠かせないのは男女別データである。例えばジェンダー統計によって、男女の賃金格差が明確に数値として示され、男性優位の生活の実態が明らかとなる。男女の置かれている状況を客観的に把握し、合理的根拠に基づく政策(E B P M)を立案し生活に直結した施策を推進できるよう、ジェンダー統計が必要である。

提言3 行動計画には担当課を明示すること

行動計画を確実に推進するためには、政策目標をたてその実施過程を明確にする進行管理が極めて重要であり、行動計画に担当課名を明記し、責任をもって事業を実施するべきである。

提言4 DV対策基本計画は行動計画と別に策定すること

DV対策は生命の危険性に直結する問題をはらみ、支援の概要や事業計画等については慎重な対応が必要である。第4次DV対策基本計画は第5次行動計画と切り離して策定するよう要請する。

提言 5 女性支援法に基づく基本計画を策定するとともにDV対策基本計画との整合性を図ること

困難を抱える女性のための支援の対象者の多くはDV、性暴力、性虐待、性的搾取等何らかの暴力被害により困難な状況に至っている現状にある。このことから女性支援法に基づく基本計画を策定する際は、DV対策基本計画との整合性を図るべきである。

3. 各部会の提言

教育・社会参画部会

第4次までの市の行動計画の推進状況や市民意識調査のデータ、審議会が主催した市内3か所での「市民の意見を聴く会」、市に直接寄せられた市民の意見等々から現状を踏まえ、第5次行動計画の目指す方向を検討した。その結果、人々の意識が変化してきたところも見受けられる一方、学校、地域、家庭、職場などでジェンダー平等が大きく前進したとは言えない。

福岡県が実施した「教育課程実施状況調査」の評価基準は、これまで「一部の学級が男女平等教育を実施したら、学校全体が実施したことになる」というものであった。つまり、現状は男女平等教育の取組が一部の学級や教師だけの取組であった。子どもたちを取り巻く環境は、根強い性別による無意識の偏見、子どもへの性暴力の増加、LGBTQの子どもたちが抱える悩みの深刻さなど複雑化している。このような実態を教育課題として捉え、全ての子どもたちに発達段階に応じてジェンダー平等教育を実践しなければならないところまでできている。

「市民の意見を聴く会」では、お宮の神事には今でも女性は参加できないことや地区の自治会では男中心、跡取りは男、嫁は最後に風呂に入るなどの実態がでてきた。また、用水路の整備など作業に女性が出ると出不足金を課される。このような慣習・慣行が依然として残っていることが明らかになった。岩盤のような家父長制や固定的性別役割分担により女性は消極的になり、ものが言えなくなり、地域は男性により物事が進められているのが実情である。そのために災害が起きても女性の声が生きていない実態もあった。女性の自治会長登用率は9.1%、正副会長女性「0」は46校区中21校区(2023年度)である。まず、身近なコミュニティの役員に女性を積極的に登用するなど、方針決定への女性の参画が喫緊の課題である。現在でもこのような実態が存在するという認識を改めてみんなが持つべきであり、いかにジェンダー平等について学習が必要かが再認識された。

そのためには、何故このような状況になるのか、何故このような不平等が起きるのかという社会構造を知ることは、極めて基本的で重要なことである。家父長制や性別役割分担感が女性差別につながり、人権侵害へとつながっている。今一度、ジェンダー平等問題は人権問題であるとの認識を高める教育・啓発が欠かせない。ジェンダー平等問題は女性だけの問題ではなく男性を含む社会全体と深く関わる問題であることから、あらゆる場で常に意識改革に取り組むという施策が不可欠である。

1. ジェンダー平等教育

第4次久留米市男女共同参画行動計画の施策の方向1 施策2に、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の言葉があるが、この言葉は国の第4次男女共同参画基本計画策定時より盛んに使われるようになった。これは知らず知らずのうちに男女に違う対応をしてしまったり、性別によって決めつけをするなど無意識のうちに男性優位の社会規範や性別役割分担感にとらわれた意識や行動をとることを指している。児童・生徒の名簿順や着席順等の改善は著しく進んだとはいえ、依然として学校生活の中で、教師が生徒にかける言葉や対応を男女で変えることがあることも生徒から聞かされることがままある。教師も生徒も意識しないうちに偏見により行動をしているということである。これを無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)と言い、客観的な根拠なく、例えば女性は理系に向かないなど、将来の進路にも影響を与えかねない性別によって画一的な見方をするのであり、いわゆる社会通念であって、思い込みよりもより強く差別的な意味合いを持っている。第1次行動計画策定時(1988年)より、男女平等意識の啓発は重要施策としてあげ続けられてきたが、36年経過した今、アンコンシャス・バイアスという新たな言葉で男女平等意識の啓発が取り上げられるのは、これまでの男女平等意識啓発・教育が根付かなかつたことを示しているのではないだろうか。今、日々の生活の中で性的指向・性自認(LGBTQ)等に基づく差別が大きな課題となっている状況の中で、ジェンダー平等教育の重要性は格段に高まってきており、教育現場はそのことを認識すべきである。

本市の学校教育を見てみると、男女平等教育は一部の学級や教師だけの取組にとどまっております。今後早急にジェンダー平等教育の授業実践を系統的・計画的に全学校で組織的に取り組む必要がある。ジェンダー平等教育の果たすべき役割が大きく、変化する社会に対応する幼少期からの幼児教育、学校教育、社会教育(地域、家庭、職場等)において、その発達段階、環境に適合した教材、マニュアル、機会、場を持って実施すべきである。そのために全ての教職員等の研修が必須であり、またジェンダー平等教育を推進するための副読本の改定が早急に求められる。

(提言の内容)

1. 臨時採用等非正規雇用を含めた全保育士、幼稚園教諭・教職員のジェンダー平等の研修を充実・推進すること。また、初任者研修プログラムにはジェンダー平等研修を入れること。
2. 全ての学校で組織的に、体系的・計画的にジェンダー平等教育を実施すること。
3. ジェンダー平等教育・性教育に関する副読本を早期改定すること。

2. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

第4次久留米市男女共同参画行動計画施策の方向Ⅱ 施策1の「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」のうち、審議会等への女性の登用の推進は、男女平等行政のスタート時より最重要政策としてあげられたものであり、本市も第1次行動計画より重要政策としてあげ続けてきたものである。現在女性の登用率は45.8%で、本市の男女平等政策のうち最も実効をあげたものと言える。男女平等社会実現のためには意識、制度、法律の変革が必要と言われるが、最も重要なものは政治と経済である。政治的及び公的活動からの女性差別をなくすための審議会等への女性の登用は本市ではほぼ目標に近づいていると言える。

しかしながら地域に目を向けると、まちづくり振興会をはじめコミュニティの役職のほとんどは男性で占められ、女性は極めて少ない。女性は長年の慣習、慣行、社会規範から女性自身が役職に消極的な態度をとることもその一因と言われているが、ほとんどの女性が家庭責任を担いながら働いている現状では、地域活動に参加する時間がないのもまた一つの要因である。役職の選考方法や、それは男性がするものという役職に対する先入観から女性が役職に就きにくい現状がある。女性の参画が必要なことは、災害時に多くの人が実感したことである。とりわけ防災の観点から男女平等の視点は不可欠であり、女性の役職者の登用は喫緊の課題である。政治をはじめ政策方針決定の場に極めて女性が少ない日本の現状は、世界のジェンダー・ギャップ指数(男女格差)が常に最下位部に位置付けられることが示している。

政策方針決定過程への参画が30%に達すると意志決定に影響を与えることができると言われる。日常生活に最も身近なコミュニティから方針決定へ女性の参画を促進することなしには、超少子高齢化を迎えた地域は危機に陥ることになる。地域での役員改選に当たってはこのことを十分踏まえ、方針決定への女性の参画を早急にすべきである。

(提言の内容)

4. 地域での役職登用にあたっては、先ず女性0をなくすこと。そのための選考方法を考慮するとともに女性役職登用のための啓発を行うこと。
5. あらゆる分野で新たな人材が育つための事業を実施すること。
6. まちづくり協議会、コミュニティセンター等の会議等実施の際は、必ず男女平等の視点をいれること。
7. 女性登用の基本は男女比50:50であるが、達成率の低い分野の選考方法や委員等構成の見直しを具現化させること。

3. 家庭・地域におけるジェンダー平等の促進

超少子高齢社会の到来、人口減少、災害の増大など、これまで体験したことのないような社会の変化は本市でも同様である。そしてこれらの変化がもたらす課題の多くが特に女性に深く関わるものばかりである。

本市の性別役割分担意識は、データ上では77.4%が同感しないと減少しているが、現実の生活では家事・育児は女性がほとんど担っており、加えて高齢化による介護の需要も女性に多くのしかかり、性別役割分業の社会構造は変わっていない。それが当たり前という空気が未だ強い。

「住民の半分は女性、女性の意見を聞くことがよりよいまちづくりに繋がる。男性だけでは足りない視点がある」という意見も聞くようになったが、地域コミュニティにおいても様々な役職には女性は極めて少なく、家族が応援して積極的に外に出そうとする動きもまだまだ少ない。「市民の意見を聴く会」の中で、家族の中では、長年、独自に受け継がれた男女や年齢等によって定められた暗黙のルールが残っており、それらの多くが男性優位のものである事例が述べられた。雇用労働であれ、農業・自営業であれ、今や女性はほとんどが働く時代であるにも関わらず、女性が家事・育児・介護等のケア労働にかかる時間は、市の現状をみるとほとんど変わっていない。ケアの仕事は軽視されがちであり、またケアは女性に適しているという考えが底辺にあるからである。

さらに、久留米市においては、昨年市東部地域で未曾有の大水害に見舞われるなど気候変動による災害が多発している。災害時には避難所生活や復興への過程において性別役割分担が強化されがちになるため、男女の違いに基づくニーズに敏感になる必要がある。日頃からの防災活動には女性参画が重要で、困難な問題を抱える女性や性的マイノリティなどに配慮した災害支援の啓発も同時に必要である。

男女平等学習に取り組み、受講回数が多い程、性別役割分担に同意しない割合が増加していることは既に実証されている。一人ひとりが男女平等意識を高め、ジェンダー平等がこれからのコミュニティを誰もが暮らしやすく維持し続けていけることを理解することは、とても重要なことである。地域の人口流出を防ぎ若い世代の定住を求めるためには、ジェンダー格差をなくすことがポイントとなる。先ず男女平等意識啓発の学習機会を地域にあった形で、また現実の生活実態に配慮した形で提供することが非常に重要である。意識変革が行動に繋がれば現実が変わることが、ジェンダー平等が促進されるということである。

(提言の内容)

8. コミュニティセンターでジェンダー平等問題学習会を実施すること。
9. 校区人権啓発推進協議会事業でジェンダー平等問題にとりくむこと。
10. ジェンダー平等の情報提供を地域住民に積極的に行うこと。
11. 災害時には特に女性、高齢者、障がいのある人、外国人、同性カップルやトランスジェンダー等に配慮した避難所運営等の支援方法を検討すること。
12. 地域における女性の役職登用率を 30%以上にすること。

4. 久留米女性週間の実施

第4次久留米市男女共同参画行動計画施策の方向1 施策1「市民との協働による啓発の推進」に女性週間の実施があげられている。

1988年10月1日、男女平等な地域社会久留米をつくる市民と行政の共通指針として「久留米女性憲章」が制定された。そして翌1989年から憲章制定日の10月1日からの1週間を「久留米女性週間」と定め、本年第37回目を迎える。長い時間をかけて社会的・文化的に作られ、社会の隅々にまで浸透している性別役割分担意識や慣習・慣行などについて、市民一人ひとりが考え、あらゆる分野の男女平等を進めるための特別週間とした。この間、毎年記念事業として「くるめフォーラム」は実施されてきたが、行政・市民双方に週間が浸透しているとは言えない現状である。ここ1～2年は、行政の一部で女性週間の取組が始まってきているが、市が設定した男女平等に取り組む特別週間という意識はまだ全庁的に見られない。女性週間を知っている人は37%と市民への週間の浸透は進んでいない。第4次久留米市男女共同参画行動計画の第4章施策1に女性週間は事業としてのみあげられているが、本来女性週間は人権尊重のための意識づくりの市の基本政策としてあげられるべきものであり、一記念事業で終わるものではない。

少子化をはじめ急激に変化する社会にあっては、多くの解決すべき課題が生じているが、これらはほとんどがジェンダー平等問題に帰結すると言っても過言ではない。市が女性週間を設定している意義を十分に踏まえ、全部局が女性週間に取り組むことこそ総合行政としての男女平等行政と言える。

(提言の内容)

13. 女性週間の実施担当欄を全庁とし、各部局・課は担当部局・課毎に女性週間中に取り組む事業を体系表に基づき明示すること。
14. 市独自の女性週間であることを強調するため、女性週間ポスターを作成し、あらゆる関係機関・関係団体等へ配布すること。
15. 市広報紙「広報くるめ」や公式ホームページ、公式LINEによる女性週間の広報周知を強化すること。

労働部会

2024 年発表の世界経済フォーラムにおける日本のジェンダー・ギャップ指数は 0.663 で、146 か国中 118 位である。2000 年から男女共同参画社会基本法（1999 年に成立）に基づき基本計画を策定して、ジェンダー格差の解消に取り組んではいるが、いっこうに改善の兆しが見えないところである。とりわけ、政治分野と経済分野における男女格差が大きく、経済分野は 120 位である。

日本の非正規雇用は、賃金をはじめ昇任・福利厚生などにおいて正規雇用との格差があり、こうした非正規雇用が女性の雇用労働者のおよそ 5 割を占めていることは看過できない問題である。さらにコロナ禍では、宿泊・飲食・小売などの対面サービス業が縮小され、解雇・雇い止めや労働時間の短縮などが余儀なくされた。そもそも、こうした対面サービス業は女性の非正規雇用率が高いため、コロナ禍により非正規雇用の女性が多大な影響を受けたといえよう。改めて日常的な女性の非正規雇用が問題であることが明らかになった。

こうしたわが国の現状を背景に、「雇用におけるジェンダー平等の促進」「農業・商工自営業におけるジェンダー平等の促進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」を提案する。

5. 雇用の分野におけるジェンダー平等の促進

令和6年度の市民意識調査によると女性の雇用労働者370名（役員省く）のうち非正規雇用労働者は169名で約45.7%である。非正規雇用労働者に現在の就業形態を選んだ理由を聞いたところ、「家庭（家事・育児・介護など）・プライベートと両立しやすいから」が52.1%、「正規雇用として働ける会社がなかったから」が16.6%（いずれも複数回答）で、家庭責任が女性に偏っているためやそもそも正規雇用がなかったからという不本意非正規雇用であることがわかる。

また、2024年11月1日～2日にかけて久留米市男女平等政策審議会は、3か所において「市民の意見を聴く会」を開催した。その際、参加者から、「正社員でも200万円以下の年収で子どもを3人とか2人育てている」ケースがあるという意見があった。

以上から、久留米市における女性の正規/非正規雇用の賃金をはじめとした処遇実態の調査が必要であると考えます。

平成29年度以降、『久留米市雇用実態調査』を実施していないため、2023年に久留米市男女平等政策審議会から引き続き実施するよう提言したところ、市担当部署からは「国・県の雇用実態調査を指標に施策を行っている」との回答であった。しかし、厚生労働省の『令和5年賃金構造基本統計調査の概要』によると、女性の正社員の平均賃金は281万1千円であり、先述の市民の意見を鑑みると、久留米市の実情とかけ離れているのではないだろうか。全国の正社員の平均賃金と久留米市のそれとは地域格差があると考えられるため、やはり、久留米市の実態調査を踏まえた上での施策が望まれるところであり、そのためにも、改めて『久留米市雇用実態調査』の実施を要望する。

（提言の内容）

16. 平成29年度以降実施されていない『久留米市雇用実態調査』を実施すること。
17. 働く困難を抱える女性の声を受け止める場の設定、働くルールや権利の学びの場・交流の場づくりをすること。
18. 事業主に対して、職場での格差解消や安心して働けるための環境整備について啓発すること。
19. 久留米市役所の非正規雇用の処遇改善を行い、公表すること。

6. 農業・商工自営業におけるジェンダー平等の促進

令和6年度の市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭という考えをどのように思うか」という質問に対して、「同意しない」は（農林漁業者 80.8%自営業者 72.0%）70～80%を占めている。しかし、「生活費を得ている」のは主に夫（「夫中心」農林漁業者 47.1%自営業 76.6%）であり、家事育児・介護を担っているのは主に妻（「妻中心」農林漁業者 64.7%自営業 91.5%）である。

以上のことから、固定的な役割分担意識と実態とは大きく乖離していることがわかる。

農業分野においては、共同申請、家族経営協定を締結した女性に話を聞くことができた。その女性は、自身や家族に意識の変化があったと感じ、「協働して経営している」という意識を持ち、主体的に農業経営に参画し、自立した生活を送ることができている。

しかし、家族経営協定は後継者がいないと締結できないなど、誤った認識や女性が共同申請する意義やメリットなどを正しく理解していない農業者もいることから、今以上に広くより詳しく発信する必要がある。

また、女性農業委員は令和5年7月の改選で、現状維持にとどまり、最適化推進委員は1名増の2名となっているが、登用が進まない要因の一つとして、認定農業者が委員の過半数を占める必要があることである。女性農業者が農業人口の半数を占めていることを鑑みると、農業女性がリーダーとして活躍する機会を与えられれば、久留米市の農業はますます発展すると考える。

商工自営業においても固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、女性は従事者として重要な役割を担っているにも関わらず経営上の方針をめぐる意思決定の場に参加させてもらえない、また、家業の傍らで育児・家事・介護等の役割を多く担うなど、男女において偏りが顕著である。性別に関わらず、誰もが自らの意思に基づきその個性や能力を活かしながら働くことが出来るよう、企業や団体等に対してジェンダー平等に向けた啓発活動に取り組む必要がある。併せて、女性の起業家同士の人脈の構築や悩みを共感できる場の提供など、さまざまな支援策を周知すべきであると考ええる。

（提言の内容）

20. 認定農業者の共同申請、家族経営協定の締結の意義を明確にし、正しく理解できるよう、チラシ内容や広報を工夫し、全ての農業者に周知徹底すること。
21. 女性農業委員、最適化推進委員の必要性を周知し、農業委員会へ積極的な女性の登用と男女の格差是正のため、男女平等を進めること。

22. 性別に関わらず全ての人が働きやすい社会の実現に向けて、商工団体や関係機関と連携しながらジェンダー平等を進めること。
23. 起業を目指す女性のためのセミナーの充実、融資制度の紹介・周知などと、起業後の事業継続のための支援体制を構築すること。

7. ワーク・ライフ・バランスの実現

『令和6年度男女共同参画白書』によると、令和4年度の男性の育児休業取得率は、民間企業が17.13%、国家公務員が43.9%、地方公務員が31.8%と、近年、男性の育休取得率は上昇している。久留米市の市職員における男性の育児休業取得率も令和元年度29.4%から令和5年度は56.5%と顕著な上昇傾向にある。

一方、久留米市の民間企業においては、取得しづらい傾向もあるようである。

令和6年度に実施した市民意識調査によると、男性が育児休業等を取得しない(できない)理由は「職場に取りやすい雰囲気がないから」や「取ると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」が多数を占めた。中小・小規模事業者では従業員一人が抜ける影響は大企業とは比較にならないほど大きいと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業向けに意識改革の啓発活動や多様な柔軟な働き方を促すための各種支援制度の周知などが不可欠である。

また、厚生労働省の「育児・介護休業の改正について」(令和4年4月1日実施にむけての説明資料)によると、育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上となっている一方、男性は約5割が2週間未満となっており、男性の育児休業は短期間であることがわかる。男性の育児休業の取得率上昇とあわせて、取得期間の延長をはかる施策が今後の課題である。

(提言の内容)

24. 直接事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うこと。
25. 事業主に対して、厚生労働省の中小企業等への支援事業を紹介すること。
26. 母子手帳配布時やプレパパママ教室、すこやかマタニティ教室などの際に男性の育休についての啓発を行うこと。

生活・福祉部会

DVの防止と被害者支援の充実、性暴力の防止と被害者支援の充実、生涯を通じた男女の健康支援、困難を抱えた女性等が安全に安心して暮らせる環境の整備という課題は、それぞれが有機的に結びついている。女性全体への社会の差別がある中で、もっとも弱い立場の被害者たちへのセーフティネットを提供する課題である。貧困問題、住宅問題と密接に関わるので、久留米市においても、生活保護への繋ぎ、公営住宅への入居枠確保などが事業内容に組み込まれている。

しかし、DVや性暴力被害者、困難を抱える女性等が相談に繋がり、受けられる行政サービスをすべて享受するまでを、自力で行うことを期待するのはかなりハードルが高い。久留米市では、民間団体との協働、同行支援、ワンストップシートの活用などで、全国的にもレベルの高い支援をすでに実現している。「市民の意見を聴く会」などを複数回開催しても、DVや性暴力の話が公衆の面前でできる人は皆無であり、このテーマについての当事者の意見が出てこない。それでも、市内にいる多くの被害者・困難女性等が、まだまだ何の支援にも繋がっておらず、自力での行政サービスへのアクセスもできずに、悲惨な泣き寝入りを強いられていることは容易に想定できる。

先の第4次行動計画では第3次DV対策基本計画が組み込まれた。DV対策には、ジェンダー平等に係る市全体での取組みや総合的な視点が必要であり、DV対策基本計画が行動計画に内包されることには一定の合理性があるが、計画の策定にあたっては支援団体等の声を聴くなど現場の実態を踏まえたプロセスを組み入れ策定することが重要である。

「用意して待っている」だけでは、せつかくの充実した支援制度が形骸化してしまう。より踏み込んだ、実効性のある、被害者や困難女性に届き、救っていける支援のあり方を、絶えず模索していくことが必要である。

8. DVの防止及び被害者支援の充実

久留米市のDV対策については、平成22年度からのDV対策基本計画策定を皮切りに、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的な取り組みが行われている。特に、市民意識調査にて、「DVを人権侵害だと認識する市民の割合」について、令和元年度では73.2%だったものが令和6年度の速報値では87.6%に増加しているなど、啓発の効果が現れているといえる。

しかし、DVは、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力なども含まれる。令和6年4月より、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の要件において、申し立てができる被害者に「自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者」が追加され、命令の発令要件も「生命・心身に対する重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大された。このように、立法府においてもようやく精神的暴力、経済的暴力に対する対策に目を向け始めた段階であるといえ、DVが身体的暴力に限らないという周知・啓発についても取り組んでいく必要がある。

久留米市においては、DV被害者のワンストップによる行政手続きの支援として、関係機関・民間団体との連携体制が確立されている。

しかしながら、「市民の声を聴く会」において、『「他市からのDV被害者は久留米市民と同様に扱う」という対策マニュアルを無視した対応があった。対策マニュアルが形骸化していると思った。』という意見があがるなど、連携体制がある程度確立されているとしても、その体制を扱う個人々人への周知・教育が不十分な面があるように思われる。

また、市民意識調査にて、「DV被害について「相談しなかった（できなかった）」人の割合」について、令和元年度では58.3%だったものが令和6年度の速報値では52.1%であり、被害者支援の体制を確立していても利用がなされていない現状がある。

そのため、DV被害者への相談窓口等の周知とともに被害者支援に関連する職員等への周知・教育を更に高めていく必要がある。

(提言の内容)

27. 市民に対するDV防止の啓発強化を図ること。
28. DV被害者への相談窓口等の周知を徹底する（SNSなどの媒体発信を検討する）こと。
29. DV被害者支援に携わる職員、関係機関・団体における支援体制の再確認、情報交換を徹底すること。

9. 性暴力の防止及び被害者支援の充実

性暴力への取り組みとしては、男女平等推進センターの相談室を中心に、警察や医療機関、弁護士、民間支援団体など関係機関と連携した被害者支援の枠組みはある。しかし、性暴力被害者全体の中で、そこに繋がっていない人がまだまだ圧倒的多数と考えられる。性的自己決定権は、侵すことのできない人権であるが、特に女性たちは自分に性的自己決定権があると思っていない人がまだまだ多い。このため、自分がこんな目にあっているのは自分自身のせいであると思ひ込み、自分が被害者であると認識しない事例、また被害者であると認識しても相談できない事例が多い。この問題を解決し、被害者が安心して相談できる支援センターについて、市民への周知を徹底することを希望する。

子ども、大人ともに、SNSを通じて様々な人と知り合う体験は全国的に広がっており、デジタル性暴力の防止策として「性的な画像を送らないでください」と呼びかけるだけでは防止効果がなく、かえって「送ってしまったのはその人の自己責任で、事後的には何もできない」という誤った考えが流布される原因になりかねない。インターネット上には、世界的に有名な数社をはじめとする、無数のポルノ動画共有サイトがある。これらに対し、すでに日本で実績をあげている対策民間団体もあり、被害者からの複数の相談を通じて、日本法で処罰できる「リベンジポルノ」や「児童ポルノ」がアップロードされたアダルトビデオの中に紛れていることがわかっている。ポルノ動画共有サイトに削除要請をして削除されたとしても、再度投稿され続けてしまう。警察等に相談しても、サーバが海外のため日本国内から投稿されたものか判断がつかず、刑事事件化できない現状がある。このような受け身の状況を打開し、積極的に投稿者を特定し、デジタル性暴力への責任追及を行う必要がある。すでに実績をあげている民間団体では、相談者とともに発信者情報の開示を求め、日本から投稿されたことが判明し、その後は本人訴訟の支援・発信者情報開示の仮処分や訴訟を複数回行った結果、発信者の特定ができたケースもある。このような情報をデジタル性暴力の被害者にも知らせ、泣き寝入りや被害の拡大を無くしていくように、久留米市でも市民への周知・啓発を行っていく必要があると考える。

また、デジタル性暴力の加害者・業者から見ると、幼児・少年少女の裸体や下着の画像が特にお金になるので、低年齢の児童生徒の写真などをあの手この手で取得すべく、常に狙われている。児童生徒への、全員への確実な周知が急務である。

刑法の2023年7月の改正により、それまでの「強制性交等罪」から改められ、成立要件の明確化などが実現し、名称も「不同意性交等罪」に変更された。特に、「婚姻関係の有無にか

かわらず」との文言が追加され、夫婦間でも同意のない性交等が犯罪になる点が明確化されている。

「市民の意見を聴く会」では、子供に関わる職業の市民から、不自然に子供が年子で生まれ続けている夫婦などについて、性的DVの可能性が疑われるがなかなか問題として取り上げられない、という指摘も出た。

夫婦間の性行為については、従前の日本社会において、同意は必要なく、性的に支配従属関係が結ばれるかのような、誤った価値観が広まってきた。性暴力被害者の立場から見れば「夫婦になることは性奴隷になることと同じであり、不同意性交であっても耐えなければならぬ」といまだに思っている被害者が多い。刑法の改正の点も、市民に十分に知られていないと考えられる。

犯罪として警察で逮捕されることだけが解決方法ではなく、警察に訴えなくても、不同意性交を強要してくるような相手とは婚姻生活が結べないと被害者自身が考え、シェルター等を活用して、離婚によって性暴力から逃れることも可能である。しかしその情報も全く知られていない。久留米市においては、性暴力被害者に権利の存在を知ってもらい、被害を根絶していくように努めていくべきと考える。

民間支援団体の相談によれば、性的DVの壮絶なケースでは、被害者を逃がさないために髪型をおかしくさせる、入れ墨や目立つ傷をつけさせる、首輪や縄でつなぐ、全裸のまま生活させる、など、文字通りの性奴隷生活で性交だけをさせられていて、外に出られない被害者も存在している。このような場合、公共のトイレに設置してもそこに行かれない。家にいる性暴力被害者が救済につながる方法を複数用意する必要がある。

(提言の内容)

30. デジタル性暴力の被害にあった場合の救済手段について、民間団体や警察等から講師を招いて市内全校で教育を行うこと。被害者がアクセスできる相談先の情報なども合わせて配布すること。
31. デジタル性暴力の被害者に向けた救済手段の告知を、DV啓発カードと同じように各所のトイレに設置すること。
32. 夫婦間性暴力の被害者に向けた救済手段の告知を、DV啓発カードと同じように各所のトイレに設置すること。
33. 夫婦間性暴力被害者に向けた救済手段の告知を、チラシでポスティングまたは全戸配布などし、LINEやネット広告でも配信すること。

10. 生涯を通じた男女の健康支援

「リプロダクティブ・ヘルス」は、性や妊娠・出産など生殖に関わるすべてにおいて、病気がないだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを意味する。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、重要な女性の人権である。

久留米市におけるリプロダクティブ・ヘルス・ライツへの取り組みである妊娠ほっとラインやプレコンセプションケアは、一定の進展が見られるものの、ジェンダー格差による構造的な課題がある。妊娠ほっとラインは妊娠に関する悩みや不安を抱える女性やその家族が、安心して相談できる窓口であるが、若年層や経済的に困難を抱える女性、外国籍の女性などにとって、情報が届いていないケースが見受けられる。また、女性が妊娠や出産に関する悩みを個人で抱え込むべきとされる社会的風潮や、相談することへの恥や偏見などから支援を求めること自体にためらいを感じる女性が多くいる。これらの支援を必要とする女性やその家族がこのサービスを認識し、効果的に活用できることが望まれる。プレコンセプションケアは、妊娠を望む前の段階から、健康な妊娠と出産に向けた準備を行う包括的なケアである。プレコンセプションケアの実施に関して、女性が周囲の期待やパートナーの態度に影響され、自身の健康やライフプランについて十分に意思決定できないケースがある。久留米市では不妊症の検査でもある「AMH」の検査費助成事業がなされており、これを望む女性が自己決定により受けられることが望まれる。令和6年度に医師によるAMHを含む不妊症に関する講演会が実施され周知が試みられているが、広く一般の理解を深め、この事業を必要とする方の活用につなげるには、事業の目的や検査について、分かりやすく伝えることが必要である。また、プレコンセプションケアは、単に不妊症の検査にとどまらず、栄養状態の改善、適切な体重管理、ストレスの軽減、予防接種の確認、ライフスタイルの見直しなど、妊娠に向けた健康的な環境作りを支援するものであり、それらの支援の拡充も行うべきである。

久留米市における健康支援に関する課題においても、根底にはジェンダー格差が深く関与していると考えられる。子宮頸がんワクチン接種率の低迷や女性がんを含むがん検診受診率が横ばいである現状は、健康に関する情報へのアクセスや啓発の不足、若年女性や未婚女性が産婦人科に受診することへの周囲の目を気にすることが影響している。また、子宮頸がん検診未受診者の多くが「自覚症状がないから」と回答していることから、健康管理が個人に任される一方で、勤労女性においては産婦人科への受診日の確保ができないなど女性特有の健康問題への社会的理解や支援が十分ではないことが浮き彫りになっている。

また、久留米市では自殺者数は達成基準にまで至っていない現状がある。妊娠・出産・育児期における女性の自殺は、産後うつが原因となることが多い、産後うつは、育児をはじめとするケア労働が女性の役割とされる性別役割分担の影響により過度の負担がかかっていることが大きな要因とも言える。同様に、生理の貧困や災害時の生理用品不足も、女性特有のニーズが十分に考慮されていない社会構造の一端であると言える。

男女が生涯を通じて健康を維持するためには、性差に応じた健康課題への理解と正しい知識の普及が不可欠である。しかし、ジェンダー格差により、女性は妊娠や更年期の健康課題が軽視され、男性はストレスやメンタルヘルス問題に対する支援が不足する傾向がある。これらの課題を解消するには、性別に関係なく気軽に相談できる窓口を設置・周知し、ジェンダー平等の視点から健康支援を進めることで、互いを支え合える社会を構築する必要がある。

(提言の内容)

34. 妊娠ほっとラインをはじめとする相談窓口の認知度向上のための取り組みを行うこと。
また、偏見や羞恥心を取り除き、誰もが気軽に利用できる環境・体制を整備すること。
35. プレコンセプションケアとしてAMH検査の助成以外の取り組みを行うこと。地域の医療機関や助産師、専門家と連携し、妊娠前から適切な医療やアドバイスが受けられる体制を構築すること。また、妊娠に向けた健康管理に関する講座やセミナーを開催すること。
36. 女性特有の健康問題や検診の重要性についての啓発の強化として、若年層や外国籍住民を含む多様な対象者への情報発信を充実させること。また、受診しやすい環境の整備として土日祝、夜間の受診日の設定や市民に対し、各種がん検診の目的、意義を伝える機会をつくること（女性の健康週間などでの講演会、HP動画での紹介、パンフ作成・配布など）。
37. 災害時の生理用品不足など、特有の課題に迅速に対応できる体制を構築すること。
38. 性教育の拡大とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの普及として、教育の場を通じて、健康に関する主体的な意思決定の重要性を周知すること。また取り組みにピアエデュケーションや専門職である助産師会を積極的に活用すること。
39. 性差によるストレスやメンタルヘルス問題に違いがあることを理解し、特徴に合わせた支援を構築すること。

11. 困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

令和6年4月より、女性支援法が施行された。同法は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、女性への支援施策を推進し、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

近年、男女の労働分野の違いは徐々に改善されてはいるが、賃金、福利厚生など未だに格差があり、同等にはほど遠い状況にある。

ひとり親世帯やシングル女性の多くは非正規雇用であり、物価高騰や低賃金などにより困難な状況に置かれている。そのしわ寄せは家庭内に持ち込まれ、女性の健康状態や精神状態だけでなく、高齢者や子どもの健康状態にも影響し、結果的に子どもが学校に登校できないという家庭も増えてきている。

困難な状況に置かれている女性の支援には、以上のように単独の部署だけでは対応できない複合的な要因を内包している。行政・専門家・医療関係者・学校・民生委員児童委員など重層的な支援体制を構築し、連携して支援する体制が必要である。

(提言の内容)

40. ひとり親世帯やシングル女性に対し、就業相談・就業支援講習、就業情報の提供などを実施すること。
41. ひとり親世帯やシングル女性の就職に有利な資格取得のための給付金等を支給し、非正規雇用から正規雇用への転換や就業時のスキルアップによって生活の安定を図ること。
42. 一時的に生活援助が必要な場合や日常生活に大きな支障が生じた場合などに対応し、家庭生活支援員を状況に応じて派遣すること。
43. 市営住宅の募集の際、母子・父子家庭や高齢者・障がい者世帯を対象とした別枠募集を実施し、住まいの確保につなげること。
44. 生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など子どもと保護者の双方に必要な支援を行う場所を増やすこと。

12. 支援現場の実態等を踏まえたDV対策基本計画並びに女性支援法に基づく計画の策定

女性支援法の定める支援対象者は、DVや性暴力、性虐待、性的搾取、家庭内暴力、生活困窮等だが、多くは何らかの暴力被害者である。なかでもDVは、日々の生活の中に織り込まれているジェンダーや暴力を容認する意識によって生じ、命の危険に直結する。それ自体の問題性ととも、生活困窮や性暴力被害、家庭関係破綻など女性を取り巻く困難の背景にある重大な問題である。

同法の「基本的な方針」では、「配偶者暴力被害者については、困難な問題を抱える女性として法の支援の対象に含まれる」とし、「基本計画は、他の法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する事項を定める計画との調和を保つよう努めなければならない。」と明記されている。久留米市が女性支援法に基づく基本計画を策定する際にも、DV対策基本計画との整合性を図ることが重要である。

久留米市の場合、第4次男女共同参画行動計画基本計画に包含して第3次DV対策基本計画が策定された経緯がある。DV対策には、根底にある性別役割分担意識の払拭や雇用における男女格差の解消等、ジェンダー平等に係る市全体での取組みや総合的な視点が必要である。一方、コロナ禍でDVの実態がより深刻化し、制度的には共同親権の導入を柱とした改正民法が成立しDV対策への影響が懸念されるなど、取り巻く状況は厳しさを増している。DV対策基本計画が独立して策定されていた当時の内容が的確に盛り込まれているかの検証や、困難な状況にある女性やDV被害者の支援にあたる団体等の声を聴くなど別のプロセスを組み入れ策定することが重要である。さらに「DVを許さない」との市の姿勢をホームページ等で明確に表すことが必要である。

市民の声を聴く会では、DV対策基本計画が行動計画に内包されたことによって「担当課が不明確になった」という声や「職員の問題意識の低下が散見される」といった意見も聞かれた。DV被害者支援には、相談から自立支援に至るまで市の様々な部署が関係している。そばに加害者がいることを意識し秘密を厳守することが大前提であるが、関係部署間で適切な情報の共有・連携を図ることは被害者の安全確保のためにも大変重要である。現在、DV対策基本計画とは別に実施事業計画が策定されているが、両計画が形骸化することのないよう事業の進捗管理を適切に行うとともに、研修等による職員の育成、関係部署間の連携会議等を確実に実施する必要がある。

(提言の内容)

45. 女性支援法に基づく基本計画を策定する際は、DV対策基本計画との整合性を図ること。
46. DV対策基本計画の策定にあたっては、計画が独立して策定されていた当時の内容が的確に盛り込まれているかの検証や支援団体等の声を聴くなど別のプロセスを組み入れ策定すること。
47. 「DVを許さない」との市の姿勢をホームページ等で明確に表すこと。
48. DV対策基本計画及び実施事業計画が形骸化することのないよう事業の進捗管理を適切に行うとともに、研修等による職員の育成、関係部署間の連携会議等を確実に実施すること。

計画推進体制

1. 計画推進体制の強化・徹底

(1) 男女平等政策会議の機能の充実・強化

男女平等行政は総合行政であることから、庁内を横断的に政策を進める組織が必要である。そのために男女平等政策会議が設置されているが、令和5年度の開催は1回開催のみである。昨今の地方行政の複雑化、細分化、需要の増大に伴い多忙を極めている現状は理解できるが、行動計画策定、担当が全庁となっている事業(例：審議会・委員会等への女性の登用、女性週間等)など重要施策の推進の場合は必要に応じて開催すべきと考える。部長会で代用するなど政策会議の強化と充実を強く要望する。

(2) 男女平等政策審議会の充実

市の男女平等政策の推進に当たっては、男女平等政策審議会の果たす役割は極めて大きいものである。特に行動計画策定など重大な政策の実施時には必要に応じた審議会の開催は欠かせない。実情に応じた会議の回数が可能な予算措置は必要不可欠である。

(3) 男女平等推進委員制度の周知・活用の促進

久留米市は性別による差別的問題を解決するために、男女平等に関し優れた識見を有し、社会的人望が厚い3人の「男女平等推進委員」を委嘱している(久留米市男女平等を進める条例第7条)。

例えばセクハラや地域に残る性別による差別的取扱い、職場における男女の不平等などにつき苦情の申出から解決までを行うものである。これまで本市において、この制度により画期的な救済がされた実績がある。しかしながらこの制度の周知が不十分で、残念ながら十分に活用されているとは言い難い。このような優れた制度を持っている自治体は少なく、未だ性差別事案が多く発生している現状をみると、あらゆる方策をとり、男女平等推進委員の周知を広く強く行い、活用されるよう取り組むべきである。

(4) 市職員研修の充実

男女平等行政の根拠法は、法の下での平等を謳った憲法、性差別の撤廃を謳った女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法、久留米市男女平等を進める条例である。

このことについて行政職員全般の理解は非常に浅い。男女平等行政が総合行政として全庁的に政策課題として認識されない一つの原因と考えられる。

男女平等行政は人権課題としての男女平等を目的に持ちつつ、地域社会における様々な社会経済情勢に対応して進めなければならないが、その視点がないと行政課題の発見、政策化が困難である。日本がジェンダー・ギャップ指数が世界で最下位に落ち込む要因として社会全体に根強い固定的性別役割分担意識があることは、市条例第3条(2)にも指摘しているとおり、市はこの意識の解消をどう図るかに力点を置くことが求められている。

総合行政としての男女平等行政を推進するためには、全職員が男女平等行政についての正しい認識を持つことは必須である。職員全体に対しての男女平等問題の研修を一層充実することが急務である。

2. 男女平等推進拠点施設（男女平等推進センター）の活用

久留米市男女平等を進める条例第 15 条に男女平等推進施策を実施するための拠点として設置されている男女平等推進センターの行政の活用は極めて少ないと感じる。性別役割分担意識の解消が男女平等行政の根幹であり、全ての部局の共通課題であることから総合行政として取り組まなければならない。各部・課が特にこの問題に関して事業を実施する場合は、拠点施設を活用することが最も適切である。拠点施設を活用することにより、ジェンダー平等問題への関心と理解が深まることが期待できる。

4. 資料

(1) 令和6年度久留米市男女平等政策審議会開催実績

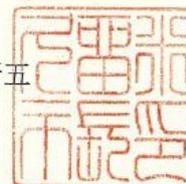
	日付	会議等	内容等
1	7月24日(水)	●第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画行動計画(第3次DV対策基本計画)の推進状況等 ・提言書への回答 ・その他報告 ・市長からの諮問
2	8月27～29日	○第1回部会 (部会毎に開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を聴く会についての協議
3	10月4日(金)	●第2回全体会 ○第2回部会 (同日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を聴く会についての協議
4	11月1日(金) 18:30～20:00	市民の意見を聴く会①	会場：三潁生涯学習センター
	11月2日(土) 10:00～11:30	市民の意見を聴く会②	会場：北野生涯学習センター
	11月2日(土) 14:00～15:30	市民の意見を聴く会③	会場：男女平等推進センター
5	11月25～12月3日	○第3回部会 (部会毎に開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を聴く会及び市民意識調査(速報値)の内容確認 ・答申(案)に関する協議
6	1月14日(火)	○正副会長会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)に関する協議
7	1月16日(木)	●第3回全体会 ○第4回部会 (同日開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)に関する協議
8	2月5日(水)	○会長・副会長・ 部会長会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)に関する協議
9	2月13日(木)	●第4回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)に関する協議
10	3月19日(水)	答申提出	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に答申を提出

(2) 諮問書(写)

6 男女第 192 号
令和 6 年 7 月 24 日

久留米市男女平等政策審議会 会長 様

久留米市長 原口 新五



次期久留米市男女共同参画行動計画について (諮問)

令和 3 年 3 月に策定した「第 4 次久留米市男女共同参画行動計画 (第 3 次久留米市 DV 対策基本計画)」の期間が令和 7 年度で終了することに伴い、次期行動計画を策定します。

つきましては、現行の行動計画の推進状況や男女平等行政を取り巻く社会・経済状況の変化を踏まえ、今後、久留米市が取り組むべき施策等に関する考え方について、久留米市男女平等を進める条例第 32 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、諮問します。

(3) 第19期久留米市男女平等政策審議会委員名簿

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

	委員名	職業・所属等	役職
教育・社会参画部会	堀田 富子	久留米男女平等推進ネットワーク事務局長 久留米市男女平等推進センター運営委員会委員長	会長
	緒方 浩一	久留米市校区まちづくり連絡協議会副会長 田主丸校区まちづくり振興会 会長	
	酒井 佳世	久留米大学基盤教育研究センター准教授	部会長
	松浦 優	九州大学大学院人間環境学研究院学術協力研究員	
労働部会	今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク事務局次長	部会長
	野依 智子	福岡女子大学国際文理学部教授	
	山田 剛	久留米商工会議所総務部総務課長	
	時永 裕子	ワーキング・ウィメンズ・ボイス代表	
	田中 和正	連合福岡北筑後地域協議会副議長	
生活・福祉部会	奥村 豊彦	久留米市民生委員児童委員協議会副会長	
	山口 美矢	九州大学監事	副会長
	松本 圭史	福岡県弁護士会筑後部会	
	田中 絵里緒	一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所運営委員	部会長
	加藤 陽子	久留米大学医学部看護学科准教授	

(4) 久留米市男女平等を進める条例

平成14年9月30日

久留米市条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 男女平等推進のための基本的施策（第8条—第16条）
- 第3章 苦情等の申出の処理（第17条—第29条）
- 第4章 久留米市男女平等政策審議会（第30条—第33条）
- 第5章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定め、男女平等を進めるための施策を総合的かつ計画的に実施することにより男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境

を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を生かす機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること及び性別による差別と他の理由からなる差別とを重複して受けている男女が存在する状況に対して配慮されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等の推進を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育の果たす重要性に鑑み、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女平等を推進する視点が採り入れられること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (6) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、性と生殖に関する事項に関し自らの決定が尊重されること。
- (7) 男女平等の推進は、その取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(令6条例5・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等の推進を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的格

差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して男女平等推進施策を実施しなければならない。
- 3 市は、男女平等推進施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、男女平等推進施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画社会について理解を深め、その活動に関し、基本理念にのっとり、男女平等の推進を阻害する要因を取り除くよう努めるとともに、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女平等推進のための基本的施策

(政策等の立案及び決定の過程への女性の参画促進)

第8条 市は、積極的格差是正措置の一つとして次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に促進すること。
- (2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(情報収集及び調査研究)

第9条 市は、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、情報収集及び調査

研究を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会について理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

(男女平等推進教育の充実)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女平等を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭、職域及び地域における活動への平等な参画に対する支援)

第12条 市は、男女が固定的な性別役割にとらわれない対等な関係により、家庭、職域及び地域のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進活動への支援)

第13条 市は、市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(男女平等推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等推進施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女平等推進拠点)

第15条 市は、久留米市男女平等推進センター（久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第3条第2号に規定する施設をいう。）を、市の男女平等推進施策を実施するための拠点として位置付け、男女共同参画社会の実現に取り組むものとする。

(行動計画)

第16条 市は、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として久留米市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映

させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、行動計画の実施状況について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 苦情等の申出の処理

(男女平等推進委員)

第17条 市は、次条に規定する苦情及び救済の申出について、必要な処理をするため、市長の附属機関として久留米市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は、3人以内とする。

3 推進委員の数が2以上である場合においては、その全てが男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

4 推進委員は、男女平等の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望が厚い者のうちから、市長がこれを委嘱する。

5 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(令6条例5・一部改正)

(苦情及び救済の申出)

第18条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が行う男女平等推進施策に関する苦情の申出及び市が行うその他の施策が男女平等の推進を阻害していること又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因に基づく権利侵害（以下「権利侵害」という。）により被害を被った者の救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第19条 前条に規定する苦情及び救済の申出（「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項である場合には、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前条第2項の規定による救済の申出は、当該申出に係る権利侵害があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると推進委員が認めるときは、この限りでない。

(市に係る苦情等の申出の処理)

第20条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、市長に対し、市の施策についての意見を表明し、又は施策の是正若しくは改善のために必要な措置若しくは権利侵害により被害を被った者の救済のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 前項の規定による意見の表明及び勧告についての決定は、推進委員の合議によらなければならない。

3 市長は、推進委員から第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に対する市の措置について推進委員に報告しなければならない。

5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を公表するものとする。

(令6条例5・一部改正)

(救済の申出の処理)

第21条 推進委員は、第18条第2項に規定する救済の申出（前条の規定により処理するものを除く。以下「救済の申出」という。）があった場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、権利侵害により被害を被った者を救済するためのあっせんその他調整（以下「あっせん等」という。）を行うことができる。

2 推進委員は、前項の規定によるあっせん等を行った場合において、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、権利侵害を行い被害を与えたものに対し、改善を求めるための意見を表明することができる。

3 推進委員は、前項の規定による意見の表明を事業者等に対して行った場合において、なお救済の申出に係る状況が継続し、かつ、その態様が悪質であると認めるときは、当該事業者等に対し、救済の申出に係る状況を是正するために必要な措置をとるべき旨を要請す

ることができる。

- 4 推進委員は、前項の規定により事業者等に是正を要請した場合において、当該事業者等が正当な理由なく当該要請に応じないときは、市長に対し、その経過を報告するとともに、その状況を公表するよう求めることができる。
- 5 第2項の規定による意見の表明、第3項の規定による要請並びに前項の規定による報告及び公表の求めについての決定は、推進委員の合議によらなければならない。
- 6 市長は、推進委員から第4項の規定による報告及び公表の求めが行われた場合には、その状況について必要な事項を公表するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(令6条例5・一部改正)

(自己の発意による苦情等の処理)

第22条 推進委員は、自己の発意に基づき、第20条第1項及び前条第1項から第4項までの規定による調査、意見の表明、勧告、あっせん等、要請並びに報告及び公表の求めを行うことができる。この場合において、第20条第2項から第5項まで及び前条第5項から第7項までの規定を準用する。

(処理の経過及び結果の通知)

第23条 推進委員は、第20条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、あっせん等を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者（苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者）に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定によるあっせん等を行った旨の通知は、当該通知を受けるべき者があっせん等の当事者である場合は、これを省略することができる。

(調査への協力)

第24条 市は、推進委員が第20条第1項の調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

- 2 市民及び事業者等は、推進委員が第21条第1項の調査を行う場合において、その調査の実施に協力するよう努めなければならない。

(職務の遂行)

第25条 推進委員は、公平適切かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての処理に関わることができない。

(兼職の禁止)

第26条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員（これらのうち常勤のものを除く。）又は地方公共団体の職員（特別職の非常勤職員を除く。）と兼ねることができない。

(令6条例5・一部改正)

(政治的行為の制限)

第27条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第28条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合又は推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められる場合でなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第29条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 久留米市男女平等政策審議会

(設置)

第30条 市は、行動計画その他の男女平等の推進に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として久留米市男女平等政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者及び男女平等の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長がこれを委嘱する。

3 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が審議会の委員の総数の10分の

4 未満であってはならない。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(所掌事務)

第32条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し、調査審議し、意見を述べること。

(2) 行動計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに対する意見を述べること。

(3) 前2号のほか、市長の諮問に応じて、男女平等の推進に関する重要な事項に関し、調査審議し、及び答申を行い、又は必要があると認める事項について、市長に意見を述べること。

(意見の聴取)

第33条 審議会は、その所掌事務の処理に必要があるときは、市の機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員及び審議会委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴う委員の任期の特例)

4 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町の編入に伴い、当該編入の日以後最初に委嘱される久留米市男女平等政策審議会の委員（当該編入の際現に久留米市男女平等政策審議会の

委員であるもの（以下「現行の委員」という。）の任期中に新たに委員として委嘱されるものに限る。）の任期は、第31条第4項の規定にかかわらず、現行の委員の任期の満了する日までとする。

（平16条例52・追加）

附 則（平成16年12月28日条例第52号）

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。